

- ◎ 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号) 附則第7条第3項
政府は、法律の施行後1年を目途として、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

参考資料1

＜当面の対応＞研修の充実や、自治体の体制強化の支援

- 研修実施体制の強化(令和3年度予算案)
 - ・研修センターが実施する研修のオンライン化の推進
 - ・児童相談所の指導的な立場の職員に対する事例検討を中心とした各ブロック単位での研修の実施
 - ・他自治体の児童相談所へ職員を派遣して人材を養成する取組への支援(派遣研修に係る広域的なマッチングによる支援)
- 児童相談所スーパーバイザーの研修修了要件の設定(令和3年度実施)
 - ・令和4年度からスーパーバイザーの法定研修が任用後から任用前へ見直されることを受け、適切な研修修了要件を設定
- 市町村の体制強化(令和3年度予算案)
 - ・市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けたアドバイザー派遣の拡充、拠点へのスーパーバイザーの配置

＜資格創設に向けた検討＞

今後の進め方(案)

- WGとりまとめを社会保障審議会児童部会 社会的養育専門委員会に報告
 - ⇒ WGとりまとめを踏まえ厚労省において以下の論点を整理し、厚労省案(たたき台)を提示したうえで、関係各方面と調整しながら成案を得ることを目指す。
 - ・資格の建て付け
 - ・資格の付与方法(試験、教育課程の認定 等)
 - ・試験や認定を行う主体(国、都道府県、民間団体 等)、実務を担う実施機関
 - ・養成課程・養成ルート(大学、短大、社会人ルートなど様々なルート) など

(参考) 令和3年度予算案の概要

○ 虐待・思春期問題情報研修センター事業【拡充】

児童虐待等に関する研修実施体制の強化を図るため、①研修センターが実施する研修のオンライン化の推進、②児童相談所の指導的な立場の職員に対するブロック単位での研修の実施、③他の自治体の児童相談所に職員を派遣して人材を養成する取組（派遣研修）への支援を行うなど、事業を拡充する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

【補助基準額】横浜市：437,989千円、明石市：158,562千円 《拡充》

【実施主体】横浜市、明石市 【補助率】定額（国：10/10相当）

○ 市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化【拡充】

市町村における相談支援体制の強化に向けて、引き続き、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図るため、立ち上げに知見を有する者をアドバイザーとして派遣する取組を拡充するとともに、職員体制等を踏まえた補助となるよう運用面の見直しを行う。

また、ICTの活用等による効果的・効率的な業務の実施を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

○市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業

【補助基準額】

・基礎単価（直営1か所当たり）

小規模A型 3,769千円

小規模B型 9,623千円

小規模C型 15,980千円

中規模型 21,350千円

大規模型 39,619千円

※上乗せ配置単価 1人当たり 2,715千円

【実施主体】市町村 【補助率】国：1/2、市町村：1/2

・開設準備経費 7,678千円

・夜間・土日加算 運営時間に応じて加算

・嘱託弁護士・医師等配置加算 360千円

・地域活動等推進加算

研修・広報啓発活動 1か所当たり 872千円

見守り活動等 1か所当たり 13,000千円

通訳業務 1か所当たり 1,560千円

○市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業

【補助基準額】基本分単価：564千円 加算分単価 宿泊あり：1日当たり13,980円（1人） 宿泊なし：1回当たり 5,500円（1人）

【実施主体】市町村 【補助率】国：1/2、市町村：1/2

○次世代育成支援対策施設整備交付金（子ども家庭総合支援拠点）

【補助単価（令和2年度）】8,542千円（1施設あたり）

【実施主体】指定都市、児童相談所設置市、市町村 【補助率】国：1/2、指定都市・児童相談所設置市・市町村：1/2

○児童相談所等におけるICT化推進事業（再掲） ※令和2年度第3次補正予算案

【補助基準額】1か所当たり（児童相談所・一時保護所・市町村）：1,000千円

【実施主体】都道府県、市町村 【補助率】国：1/2、都道府県・市町村：1/2

※上記のほか、支援拠点の設置促進に向けたアドバイザー派遣に係る取組を虐待・思春期問題情報研修センター事業に計上。

○ 市町村へのスーパーバイザーの配置

市町村において、児童相談所からの指導措置の委託を受けるケースなども含め、在宅での子どもの支援が適切に行われるよう、スーパーバイザーの配置に要する費用を補助する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：213億円の内数】

○市町村相談体制整備事業（市町村スーパーバイズ事業）

【補助基準額】

・児童相談所設置を目指す中核市、施行時特例市、特別区 1市区当たり 2,605千円

・その他市町村 1市町村当たり 1,303千円

【実施主体】指定都市、児童相談所設置市、市町村

【補助率】国：1/2、指定都市・児童相談所設置市・市町村：1/2